

皆さん、おはようございます。校長の佐久間です。間もなく令和6年が終わろうとしています。皆さんは、充実した1年を過ごすことができましたでしょうか。

明日から冬休みとなりますが、これから共通テストなど、一般受験にチャレンジする3年生は、志望校合格を目指し、受験勉強を頑張りましょう。また、赤点をとるなど、成績不振者となってしまった生徒は、補習や課題にしっかり取り組み、3年生は卒業、1・2年生は進級できるよう頑張りましょう。

さて、忘れ去られようとしていた歴史上の人物や出来事が、テレビドラマや映画をきっかけに、再び脚光を浴びることがあります。1学期の始業式と入学式で、皆さんに話した堀越二郎（零式艦上戦闘機の設計者）は、宮崎駿監督のアニメ映画「風立ちぬ」（平成25年）で、再び注目されました。今回紹介する人物も、堀越と同じように、テレビドラマをきっかけに今年話題となった人物です。それは、今年の上半期のNHK連続テレビ小説「虎に翼」のモデルとなった三淵嘉子という人です。彼女は、我が国で女性として初めて弁護士・判事・裁判所長を務めた法曹界の先駆者です。また、「原爆裁判」とよばれる裁判を裁いた裁判官の一人でもあります。残念ながら、私は「虎に翼」というドラマは見えていないのですが、今年出版された山我浩『原爆裁判ーアメリカの大罪を裁いた三淵嘉子ー』

（毎日ワズ）を読み、「原爆裁判」について初めて知りました。この裁判は、昭和30（1955）年、被爆者5名が、東京及び大阪地方裁判所に、国（日本）への損害賠償請求とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めて起こしたものです。昭和38（1963）年の判決では、アメリカの原爆投下は、無差別爆撃で国際法違反であるという画期的な判決が下されました。しかし、国（日本）への賠償請求は棄却され原告の被爆者は敗訴となりました。ただし、判決は、一方で全ての被爆者への国の救済策の必要性にも触れられていたことから、昭和32年（1957）年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され、被爆者は国の費用で治療が受けられるようになり、昭和43（1968）年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定され、被爆者へ健康管理手当の支給等が行われるようになりました。ちなみに、これらの法律は、平成6（1994）年に「被爆者援護法」（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」）として一本化されています。

今年、日本の被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が、ノーベル平和賞を受賞したこともあり、核兵器の恐ろしさを再認識した年になりました。

ところで、大変残念なことですが、東京地裁で保管されていた原爆裁判の資料の大半が、既に廃棄されてしまっていたそうです。現在は、担当した弁護士側の資料が所沢市の弁護士事務所に保管されているそうです。国際的にも高く評価され、判決時も主要新聞で1面トップ記事となった画期的な裁判だけに、歴史的な文書として大切に保管しておいていただきたかったと思います。

さて、皆さんも、最近再評価されている偉人や出来事についてぜひ調べてみてください。ネットで調べるだけでなく、書店や図書館に足を運ぶのも良いでしょう。皆さんにとって、かけがえのない1冊になる本が埋もれているかもしれませんよ。

ところで、皆さんの中には、何かに悩んでいる生徒はいませんか。これまで何度も似たような話をしていますが、様々な問題を全て真正面から受け止めるのではなく、時間をおいたり、視点を変えたりしながら柔軟に対応するようにしましょう。また、解決が困難な悩みについては、ぜひ先生や保護者に相談してください。親身に相談にのっていただけるでしょう。身近な人に相談しづらいときは、信頼できる教育機関に相談することもできます。本日配布される「冬季休業中の生徒心得」に、埼玉県教育委員会が行っている教育相談について、アドレスが掲載されています。電話・メール・LINEでの相談も可能です。また、本校のホームページの『校長室から「こんにちは」』（校長ブログ）に、本日の講話内容とともに、同じアドレスを掲載しておくので、必要な生徒は利用してください。

結びとなりますが、皆さんが充実した冬休みを過ごし、1月8日（水）に元気に登校することを願っています。以上で話を終わります。